

4 子どもと自然環境

今、地球規模で自然環境が問題になっています。地球の温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊、酸性雨、ゴミや Co2 の増加、ダイオキシン、食品添加物、農薬の乱用、産業廃棄物等、人間社会が便利に、スピーディーになってきた見返りとしてはあまりにも大きな問題が生じてきています。

地球温暖化が取り返しのつかないところに来ていると気づいたときにはもう遅いのです。このような自然環境の破壊と汚染の広がり、人間＝子どもの身体、健康に大きく影響してきます。環境問題は環境問題、子どもの保育は保育というように別の問題ではありません。このままの状態では、将来にどれだけ子どもたちに良い環境を残せるでしょうか。私たちの命は自然(環境)の恵みのなかで生まれ、成長し維持されていることをとらえ直したいものです。

子どもの権利条約の教育の目的には「自然環境の尊重を発展させる」ということが述べられています。今、私たち一人一人が環境問題を考え、一人からでも取り組める実践をしていくことで、子どもたちにも環境を大切にしていける資質を養うことができます。何より、自然を大事にできるということは自分自身や人をいたわり、大切にできるということにつながります。

子どもと環境問題を私たちの生活の見直しと合わせ、考えたいと思います。





豊かな自然環境とのかかわり

豊かな自然に触れると、大人でも子どもでも気持ちが安定します。幸い日本には春、夏、秋、冬という四季があります。保育所・幼稚園においての生活もこの自然と切りはなして考えることはできません。保育所・幼稚園における活動の組み立てにあたっては、自然環境との出会いを大切に、工夫して保育の内容に自然を取り組むようにしたいものです。

▶保育指針 第2章 2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」

(イ) 内容

- ④ 自分の物と人の物の区別や、場所的感覚など、環境を捉える感覚が育つ。

(前略) このように自分が日々過ごす環境を、自分の活動と結び付け捉える感覚が育っていく中で、子どもは主体的に自らの生活をつくり出していく。また、そこで保育士等が人やものに対して愛着をもって関わる姿に触れることで、自分も身近な人やものを大切にしようとする気持ちが芽生える。保育士等は、居心地のよさや「ここは自分の居場所である」という感覚を子どもがもつことができるよう、保育の環境を整えていくことが必要である。

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」

(イ) 内容

- ③ 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。

保育所内外の自然や地域社会の人々の生活に日常的に触れ、季節感を取り入れた保育所の生活を体験することを通して、季節により自然や人間の生活に変化があることに子どもなりに関心をもつようにすることが大切

である。

春の草花や木の芽、真夏の暑い日差し、突風にさらされて舞い散る落ち葉など、子どもは日々の生活の中で季節の変化を感じる場面に出会うことが多い。また、子どもが意識する、しないに関わらず、その変化に伴い、食べ物や衣服、生活の仕方などが変化している。大切なことは、日常的に自然に触れる機会を通して、子どもが季節の変化に気付いていくようにすることである。そのためには、保育所内の自然環境を整備したり、季節感のある遊びを取り入れたりするなどして、保育所の生活の自然な流れの中で、子どもが季節の変化に気づき、感じ取れるようにすることが大切である。

季節により変化のあることに気付くということは、必ずしも、変化の様子を完全に理解したり、言葉に表したりするということではない。夏の暑い日に浴びるシャワーの水は心地よいが、冬の寒い日に園庭で見付けた氷混じりの水は刺すような冷たさを感じるなど、何気なく触れているものでも季節によって感触や感じ方が異なるといったように、子ども自身が全身で感じ取る体験を多様に重ねることが大切である。

保育所の外に出かけると、季節による自然や生活の変化を感じる機会が多い。子どもが四季折々の変化に触れることができるように、園外保育を計画していくことも必要である。かつては、地域の人々の営みの中にあふれていた季節感も失われつつある傾向もあり、秋の収穫に感謝する祭り、節句、正月を迎える行事などの四季折々の地域や家庭の伝統的な行事に触れる機会をもつことも大切である。

(2) ねらい及び内容

オ 感性と表現に関する領域「表現」

(イ) 内容

② 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。

(前略) 子どもは、日常の生活の中でこのような自然や社会の様々な事象や出来事と出会い、それらの多様な体験を子どものもっている様々な表現方法で表そうとする。このような体験を通して、子どもは、具体的なイメージを心の中に蓄積していく。子どもが生き生きとこれらのイメージを広げたり、深めたりして、心の中に豊かに蓄積していくには、保育士等が子どもの感じている心の動きを受け止め、共感することが大切である。

(中略) 子ども心の心の中への豊かなイメージの蓄積は、それらが組み合わされて、やがてはいろいろなものを思い浮かべる想像力となり、新しいものをつくり出す力へとつながっていくのである。



自然に触れて遊ぶ

自然の中には子どもの好奇心をくすぐるものがいっぱいです。人間はその自然の営みや神秘に触れることで感動を覚えます。虫や草花に興味をもち、それで遊んだり面白さを感じたり、どろんこ遊びや斜面登りの遊びをしたり、風のざわめきの中に心地よさや木々の匂いを体で感じるなど、原体験が子どもの心をかりたて、豊かな感性へとつながっていきます。このような原体験が少なかったり全くなかったりすると、カブト虫などの小動物が電池で動いていると信じていたり、足が取れたら接着剤でつけばよいと思い込んでいたりする子どもになってしまいます。自然によって生まれ育まれている命と既成の玩具との違いも分からなくなってしまうのです。

自然の仕組みのなかで、子どもは様々なことを学んでいくことから、人格形成の大切な乳幼児期にこそ、自然に触れる機会を生活のなかに多く取り入れたいものです。

▶保育指針 第2章 1. 乳児保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ウ 精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」

(イ) 内容

② 生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、色、手触りなどに気付き、感覚の働きを豊かにする。

子どもは、例えば雨の音、風に揺れる木々の音や動き、天井に映る光と影、虫の声など、自然現象をはじめとして感覚を刺激する有形無形の様々なものや事象に囲まれて生活している。心が安定し、静かで落ち着いた環境の下では、子どもたちはわずかな音やささやかな動きであっても敏感にそれらに気付き、何かを感じて保育士等に知らせる。これらの発見に、保育士等が共感的に応え意味を付与することで、子どもの細やかで敏感な感性が育つ。

子どもは感じ取ったものを保育士等と一緒に味わうことで、その美しさや不思議さ、魅力に気付いていく。日々の生活の中でこうした経験が蓄積されていった先に、子どもの豊かな情感は育ち、更に周囲のいろいろなものや事象に気付いていく。そして、保育士等と一緒に、あるいは自らそれらに浸ることで、身近な環境に目を留め、心をひかれ、愛おしんだり慈しんだりする気持ちが育つ。

保育所の生活や遊びを繰り返す中で、様々につくり出されたり生み出されたりする音や動き、ものの形、色、手触りなどは、子どもへの気づきを促し、感覚の働きを豊かにする環境として重要である。（後略）

③ 保育士等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。

この時期に保育士等と一緒に絵本を見たりする場面は、基本的に一対一の関わりである。保育士等と一緒に絵本を見ることは、その絵や話の内容そのものだけでなく、保育士等のその子どもに対する愛情に基づいた願いや気遣いなどを、子どもが絵本の世界と一体的に受け止める経験でもある。

気持ちが不安定な時に、保育士等の膝に乗せてもらい、落ち着いた優しい声とともに絵本に触れ、不安を受け止めてもらうことで、子どもの気持ちは安定していく。また、別の時には、同じ絵本でも、一緒に色や形などを楽しみながらその感覚の世界に浸り、自らの感覚を研ぎ澄ましていくこともある。（後略）

▶保育指針 第2章 2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」

(イ) 内容

- ① 安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。

子どもの豊かな感覚や感性は、子どもの行動や手の届く範囲などを踏まえて安全や活動のしやすさに配慮された環境の下、安心できる保育士等の存在を拠りどころにして、活発な探索活動が促される中で培われていく。何か困ったことや怖いことがあった時には慰めたり助けたりしてくれる安全基地のような存在として信頼を寄せる保育士等が近くにいることによって、子どもの情緒は安定し、好奇心をもって周囲の人やものに関わってみようとする。周囲の様々な環境に興味や関心を広げ、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなど様々な感覚を働かせながら対象に関わる。行動範囲が広がるにつれて、目に入ってくるものに次々と興味を引かれ、身近な環境に対する興味が強くなっていく。

(中略) 保育士等は、子どもの活発な探索活動が豊かな感覚や感性を促していくことに留意し、安全で活動しやすい環境を整えるとともに、自らも感受性を豊かにし、子どもの思いを受け止めて丁寧に関わることが求められる。

③ 身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに気付く。

この時期の子どもは、身の回りで見つけた物を手にとり、ひっくり返していろいろな角度から眺めたり、壁や床に打ちつけたり、足で踏みしめたりと、物と様々な関わり方をして遊ぶ。同じ形をしているが大きさの違う箱やカップを重ねてみたり、小さな玩具を色ごとに分けて並べたりして、物と物を組み合わせて楽しむ姿も見られる。こうした経験を重ねながら、形や色、持ってみた時の重みや硬さ、柔らかさ、ぶつけてみた時の音の大きさや響き方など、それぞれの違いを通して、物の様々な性質に気付いていく。

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」

(イ) 内容

④ 自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。

子どもの身の回りにある自然などの様々な事象に触れる機会を多くもつようにし、それらを取り入れて遊ぶ楽しさを十分に味わうことが必要である。子どもは自然の様々な恵みを巧みに遊びに取り入れて、遊びを楽しんでいる。どんぐりなどの木の実はもちろん、それぞれの季節の草花、さらに、川原の石や土なども遊ぶための大切な素材である。

また、子どもは、目に見えるものだけではなく、見えないものと対話し、子どもの遊びの中に取り入れている。例えば、風の動きを肌で感じ、自分で作った紙飛行機や凧などを少しでも高く、遠くに飛ばそうと高いところを見付け、飛ばしたり、風の向きを考えたりして遊んでいる。

このような遊びが子どもの興味や関心に基づいて十分に繰り返されるように援助しながら、子どもの自然などの身近な事象への関心が高まるようにすることが大切である。単に自然の事象についての知識を得ることではなく、自然の仕組みに心を動かし、些細なことであってもその子どもなりに遊びの中に取り入れていくことが大切である。

㊦ 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。

子どもは日常生活の中で、人数や事物を数えたり、量を比べたり、また、様々な形に接したりすることを体験している。保育士等はこのような体験を子どもがより豊かにもつことができるようにして子どもが生き生きと数量や図形などに親しむことができるように環境を工夫し、援助していく必要がある。

数量や図形についての知識だけを単に教えるのではなく、生活の中で子どもが必要感を感じて数えたり、量を比べたり、様々な形を組み合わせ遊んだり、積み木やボールなどの様々な立体に触れたりするなど、多様な経験を積み重ねながら数量や図形などに関心をもつようにすることが大切である。

子どもは、例えば、皆が席に座った際に、誰も座っていない椅子を数えて休みの子どもを確認したり、ごっこ遊びで友達が持っている棒より長い物を持ちたくて作ったりするなど、日常的に知らず知らずのうちに数や量に触れて生活している。また、保育士等や友達と一緒にグループの人数を確認してからおやつを配ったり、どちらの砂山が高いかを比べたりするなど、意識して数量を用いることもある。このような体験を通して、保育士等や友達との日常的なやり取りをしながら、数量に親しむ経験を多様に重ねていくことが大切である。

さらに、花びらや葉、昆虫や魚の体形など、子どもの身の回りの自然界は多様な形に満ちている。子どもがこのような多様な形に触れたり、保育士等が注目を促すことを通して、様々な形に気付いたりして、次第に図形に関心をもつようになることが大切である。

このように、日常生活の中で数えたり、量ったりすることの便利さと必要感に子どもが次第に気づき、また、様々な図形に関心をもって関わろうとすることができるよう援助していくことが重要である。

オ 感性と表現に関する領域「表現」

(イ) 内容

- ① 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。

(前略) 子どもは、生活の中で様々なものから刺激を受け、敏感に反応し、諸感覚を働かせてそのものを素朴に受け止め、気付いて楽しんだり、その中にある面白さや不思議さなどを感じて楽しんだりする。そして、このような体験を繰り返す中で、気付いたり感じたりする感覚が磨かれ、豊かな感性が養われていく。

豊かな感性を養うためには、何よりも子どもを取り巻く環境を重視し、様々な刺激を与えながら、子どもの興味や関心を引き出すような魅力ある豊かな環境を構成していくことが大切である。その際、保育士等は、子どもが周囲の環境に対して何かに気付いたり感じたりして、その気持ちを表現しようとする姿を温かく見守り、共感し、心ゆくまで対象と関わることを楽しめるようにすることが、豊かな感性を養う上で重要である。



自然を大切にすると心を育てる

先に述べているように、自然は生命、生きる力を育んでくれます。豊かな自然のなかで遊び、様々な体験を積み重ねることで子どもたちは成長していきます。しかし今、温暖化や酸性雨、ダイオキシン等により人間の命にかかわるほど、地球環境の汚染が問題になっています。私たち大人は豊かな自然を子どもたちに残すための取り組みを進めなければなりません。

自然と十分親しんだ子どもは、自然を大切にしようとする気持ちを持ちます。また、こうした体験を重ねることで友だちや周りの人たちに対する、思いやりややさしさの気持ちも育んでいきます。

(2) ねらい及び内容

ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」

(イ) 内容

- ① 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。

自然に触れて遊ぶ中で、子どもは全身で自然を感じ取る体験により、心が癒されると同時に、多くのことを学んでいる。特に、幼児期において、自然に触れて生活することの意味は大きい。保育所の生活の中でも、できるだけ身近な自然に触れる機会を多くし、子どもなりにその大きさ、美しさ、不思議さなどを全身で感じ取る体験をもつようにすることが大切である。

自然と触れ合う体験を十分に得られるようにするためには、保育所内の自然環境を整備したり、地域の自然と触れ合う機会をつくったりして、子どもが身近に関わる機会をつくることが大切である。

(前略) 自然と出会い、感動するような体験は、自然に対する畏敬の念、親しみ、愛情などを育てるばかりでなく、科学的な見方や考え方の芽生えを培う上で基礎となるものである。テレビやビデオなどを通しての間接体験の機会が増えてきている現代、保育所で自然と直接触れる機会を設けることは大きな意味をもってきている。

- ② 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。

子どもは、様々な物に囲まれて生活し、それらに触れたり、確かめたりしながら、その性質や仕組みなどを知っていく。初めは、感触を試し、物との関わりを楽しんでいるが、興味をもって繰り返し関わる中で、次第にその性質や仕組みに気が付き、子どもなりに使いこなすようになる。物の性質や仕組みが分かり始めるとそれを使うことによって一層遊びが面白くなり、物との関わりが深まる。物の性質や仕組みに気付くことと遊びが面白くなることが循環していく。例えば、土の団子作りに興味をもっている子どもは、何度も作りながら、同じ土であっても、湿り気の具合によってその性質が異なることを体験的に理解し、芯にする土、芯の周囲を固める土、湿り気を取るための土など、うまく使い分けている。このように、遊びを通して、物の性質の理解が深まっていく。

さらに、遊びの深まりや仲間の存在は、子どもが物と多様な関わりをすることを促す。子どもが周囲にある様々な物に触発されて遊びを生み出し、多様な見立てを楽しむと、その遊びに興味をもった仲間が集まり、新しいアイデアが付加され、その物の性質や仕組みについて新たな一面を発見する。その発見を生かして更に遊びが広がり、深まるといった過程を繰り返す。このような流れの中で、子どもが自分のリズムで遊びを展開し、興味をもった物に自分から関わる、多様な見立てや関わりを楽しむ、試行錯誤をする、仲間と情報を交流するといったことを通して、物の性質や仕組みに興味をもち、物との関わりを楽しみ、興味や関心を深めていくことを踏まえることが大切である。

5 子どものあそびと文化

子どもにとって遊びは生活そのものであり、遊びのなかで様々な体験や経験をしていきます。「遊び」の中では、子どもたちは「自分らしさ」をぶつけ合い、そのなかで基礎的なルールを学んだり、身体的な機能や体力を向上させたりします。「遊ぶ」ということは時にはぶつかり合いを起こし、子どもは自分の主張を押し通そうとすることで相手を悲しませたり、逆に自分が悔しさや痛みを感じたりして、大きく言えば「生きる」ということを実感していくのです。

また、子どもは伝統的な文化や行事にふれたり、絵本や昔話などを見聞きしたりすることや様々な人とのふれあい、出会いをします。そしてそれを通して言葉を獲得しながら、生活の知恵が増加し、集団生活に対するものの見方や考え方を培っていきます。そしてこのような生活の積み重ね(具体的・模範的・擬似的体験等)によって子どもは知的発達をし、思考力や想像力(創造力)を養い、多様な発想や考え方を生むベースとしてのエネルギーを「からだ」のなかに蓄積していくのです。しかし現実には、さまざまな事情で、子どもたちが自由に遊び回れる環境が少なくなってきました。

交通事情等で遊ぶスペース(空間)が狭められ、子どもたちが室内へと追いやられている状況があります。また、塾や習いごとに通う幼児が増え、遊ぶ時間が少なくなっている現状も生まれています。さらに少子化の進行によって、地域における子どもの数が減り、群れをなして遊ぶ子どもの姿を見ることが少なくなってきました。友だちと遊ぶにも、保護者が送り迎えをしなくては遊べないほど、地域の中に点としての存在でしか子どもがいない状況のところもあります。

また、地域の伝統的な行事も簡略化され、伝統的文化や伝承遊びの継承がされにくくなり、地域の子どものつながり、ふれあいが希薄になりつつあります。

保育所・幼稚園では、こうした社会状況の中で、子どもたちに豊かさと温もりのある社会づくりの基礎となる遊びをあらゆる角度から保障しなければなりません。



わらべうた遊び（伝承あそび、ふれあい遊び）

わらべうた遊びは子どもが、「からだ」「ことば」「イメージ」や仲間との交流、表現を楽しむ私たちの文化です。

わらべうたにはまず、遊んでもらうことの大切さがあります。子ども自身が体を動かし生き生き遊ぶには、保育者(大人)に遊んでもらったという経験が必要です。そのことで子どもの体に快いリズムが伝わり、体がほぐれ信頼関係ができ、安定して遊びや生活ができていきます。そして、次に遊びへの意欲がわき、まねっこ遊びや手遊びを通して遊びへ参加し、次第に仲間と「間(ま)」やリズムを合わせたり役割や分担、交替など、遊びのなかから約束やルールを身につけていくことができます。このようにわらべうた遊びには子どもが無理なく育つ道筋があります。



子どもと言葉

子どもは生まれ、成長していく環境のなかで言葉を習得していきます。例えば赤ちゃんは、まずいろいろな泣き方で自分を表現します。そして、喃語期に入ると口や舌の使い方が出る音が違うということからだて知り、言葉のリズムを覚えていきます。言葉や音楽の基礎はリズムです。このリズムは子どもの安定した生活のリズムであり、乳児期に世話をし、かかわってくれる大人の対応が子どもの「成長していく環境」として大切になってきます。そして、子どもは言葉の習得とともに、だんだんと「この人にこのことを伝えたい。」不思議なことや疑問に思うことを「尋ねてみたい。」という人との関係を覚え、さらに言葉が育っていきます。

私たちは子どもたちが遊びを通し、子どもを取りまく様々な物や事象と向き合っって体ごとぶつかり、生き生きとした豊かな生活(遊び)ができるための環境をつくり、生きた言葉が育てられるように取り組みを進めていきたいと思ひます。

(2) ねらい及び内容

エ 言葉の獲得に関する領域「言葉」

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

(ア) ねらい

- ① 言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。
- ② 人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。
- ③ 絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。

(イ) 内容

- ③ 親しみをもって日常の挨拶に応じる。

保育所で日常的に交わされる挨拶には、朝の挨拶や、帰りの挨拶、食事の時の挨拶、物を借りたり、何かをしてもらったりした時の御礼の挨拶などがある。挨拶を交わすことは、相手と心を通わせることであり、喜びや楽しみ、感謝の気持ちなどを伝え合うことでもある。また、挨拶を交わすことによって、互いの親しみが増し、共に過ごす生活が心地よいものにもなる。

(中略) 保育士等は、子どもが言葉を交わしたくなるような信頼関係を築くとともに、子どもが挨拶の心地よさを感じたり、挨拶に応じたくなったりするような、明るく和やかな雰囲気となるよう心がけることが重要である。同時に、保育士等が、日常的に自ら率先して子どもや保護者を含めた周囲の人に挨拶をしている姿を示すことも大切である。

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

エ 言葉の獲得に関する領域「言葉」

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

(ア) ねらい

- ① 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- ② 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- ③ 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。

(イ) 内容

⑥ 親しみをもって日常の挨拶をする。

(前略) 保育所で日常的に交わされる挨拶としては、朝の挨拶のように出会いを喜び合うことや帰りの挨拶のように別れを惜しみ、再会を楽しみにする気持ちを伝え合うことなどが中心となる。また、名前を呼ばれた時に返事をする、相手に感謝の気持ちやお礼を伝えること、さらには、相手のことを心配したり、元気になったことを喜んだりすることなども含まれる。また、このような挨拶を交わすことにより、互いに親しさが増すことにもなる。

(中略) このように、親しみをもっていろいろな挨拶を交わすことができるようになるためには、何よりも保育士等と子ども、子ども同士の間で温かな雰囲気をつながりがつくられていることが大切である。



子どもの生活と行事

地域のなかにある行事は、伝統的に引き継がれているものも含め様々です。都市部では伝統的な行事は少ないかもしれませんが、逆に新しく住民で創りあげられたものが多くあります。今、地域のつながりが希薄になってきているといわれますが行事に参加することで地域とのつながりが深まり、それを通して地域のなかでの子育てが始まります。地域ぐるみで子どもたちの成長にかかわっていききたいものです。

▶保育指針 第2章 2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」

(イ) 内容

⑥ 近隣の生活や季節の行事などに興味や関心をもつ。

子どもは、家庭での生活や保育所での保育士等と保護者のやり取りなど、自分の日常の生活における様々な人の営みを見て、それらに興味や関心を示す。そして、様々な場面での大人の様子を観察し、そのイメージを取り込んで、口調や動作、行動を模倣したり、ままごとやお店屋さんごっこなどのごっこ遊びを楽しんだりする。これは、身近な生活のいろいろな場面における物事や人の行動を真似て、子どもが自らの知識として取り入れ、身に付けることができるようになりつつあることの現れである。この時期のこうした姿は、やがて自分の生活を支える家庭及び社会の仕組みや人々の働き、役割などを理解しようとする態度の育ちへとつながっていく。

また、子どもは、友達や保育士等と共に季節や折々の文化、行事に触れて、その雰囲気味わったり、楽しんだりする。行事に合わせて彩りの添えられた保育室の飾りや食事、わくわくするような活動、少しだけ改まって特別感を味わう体験など、普段の生活とは違う環境の中で、子どもなりに保育士等や友達との一体感、季節や自身の成長の節目などを感じる。こうした経験を通して、子どもは日常の遊びにも自分の体験したことを取り入れたりしながら、自分を取り巻く地域の自然や伝統文化などに興味を向けるようになってくる。

保育においては子どもが季節の変化を感じ取ることができるようにするとともに、保育士等が季節感を取り入れた生活を楽しむ取組が求められる。また、子どもが季節の行事などに興味をもって発する言葉に共感し、適切に働きかけていくことが大切である。



イメージする力、工夫する力

子どもの心身をしなやかに、リラックスさせていくことは、子どものイメージする力を広げ、創造力を豊かにしていきます。そして、他者や自然などと、しなやかに対応することは、思考する力や認識する力、感動するなどの感性を育てることにつながります。このしなやかさが一人一人の言語表現や身体表現に結びつくとともに、仲間や集団で一つの目標に向かうときは個々の個性を認め合いながら、お互いの呼吸を感じ相手とのバランスを考えていく「力」となっていきます。

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

エ 言葉の獲得に関する領域「言葉」

(イ) 内容

⑧ いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。

子どもは、自分が感じたことや見たことの全てを言葉で表現できるわけではない。また、自分なりに想像して思い描いた世界を言葉でうまく表現できないこともある。しかし、言葉ではなかなかうまく表現できなくても、具体的なイメージとして心の中に蓄積されていくことは、言葉の感覚を豊かにする上で大切である。また同じ体験をした保育士等や友達の言葉を聞くことで、イメージがより確かなものになり、言葉も豊かになっていく。

特に、子どもは、初めて出会い、体験したことを言葉でうまく表現できず、それは感覚的なイメージとして蓄積されることが多い。生き生きとした言葉を獲得し、その後の子どもの表現活動を豊かにしていくためには、保育所の生活はもとより、家庭や地域での様々な生活体験が具体的なイメージとして心の中に豊富に蓄積されていくことが大切であり、体験に裏付けされたものとして言葉を理解していくことが大切である。

このような心に蓄積された具体的なイメージは、それに関連する情景やものなどに出会った時、刺激を受け、生き生きと想起され、よみがえってくることがある。特に、この時期の初めの頃には、例えば、「まぶしいこと」を「目がチクチクする」と感じたことをそのままに表現することがある。このような感覚に基づく表現を通して子どもがそれぞれの言葉にもつイメージが豊かになり、言葉の感

覚は磨かれていく。したがって、保育士等は、このような子どもらしい表現を受け止めていくことが大切である。

このように蓄積されたイメージをその意味する背景や情景などを理解した上で、徐々に言葉として表現することが、言葉の豊かさにつながっていくのである。つまり、子どものイメージの豊かさは、言葉の豊かさにつながっていくことになるのである。



子どもと絵本、昔話、語り、素話

最近の子どもたちには話を聞いてそれを自分の頭のなかでイメージしたり、想像したりという力が育ちにくくなってきているように思われます。また、現代の青少年には、文字を読むよりテレビのような視覚でうったえるものの方が受け入れられやすくなり、活字離れという現象がでてきています。

このようなことは、乳幼児期の絵本や物語、昔話などとのかかわりと関係があるとも思われます。私たちは子どもが「絵本が好き」「お話が好き」ということだけにとどまらず、そこから培われるイメージする力や工夫する力、物事を考える力が「生きる力」につながると考えます。

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

エ 言葉の獲得に関する領域「言葉」

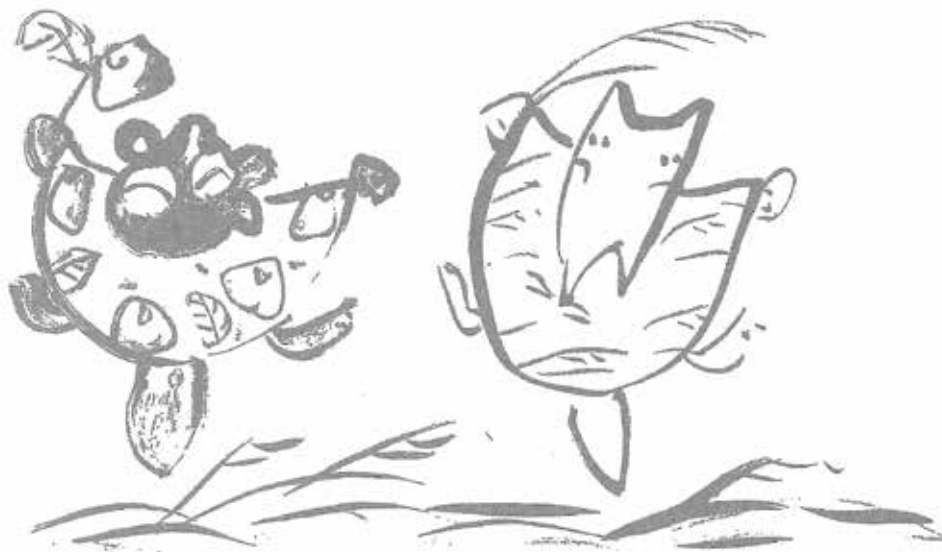
(ウ) 内容の取扱い

- ③ 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。

(前略) 子どもは、絵本や物語などの中に登場する人物や生き物、

生活や自然などを自分の体験と照らし合わせて再認識したり、自分の知らない世界を想像したりして、イメージを一層豊かに広げていく。そのために、絵本や物語などを読み聞かせる時には、そのような楽しさを十分に味わうことができるよう、題材や子どもの理解力などに配慮して選択し、子どもの多様な興味や関心に応じることが必要である。

（中略）また、子どもは、保育士等に読んでもらった絵本などを好み、もう一度見たいと思い、一人で絵本を開いて、読んでもらった時のイメージを思い出したり、新たにイメージを広げたりする。このような体験を繰り返す中で、絵本などに親しみを感じ、もっといろいろな絵本を見たいと思うようになっていく。その際、絵本が子どもの目に触れやすい場に置かれ、落ち着いてじっくり見ることができる環境があることで、一人一人の子どもと絵本との出会いは一層充実したものとなっていく。そのために、保育室における子どもの動線などを考えて絵本のコーナーを作っていくようにすることが求められる。



6 子どもの生活としごと

子どもは元来、体を動かして働くことが大好きです。そして、何か役に立ちたいという気持ちももっています。その気持ちを大切にしながら、「働くことの好きな子ども」に育てるということが大切です。そのためには保育所、幼稚園のなかで、あるいは家庭で当番活動や手伝いを意図的に取り入れ、子どもが主体的に取り組めるように援助していかなければなりません。

子どもの生活のなかでも、遊びと同じような感覚で「自分からやってみよう」という気持ちを大切にしたい、手伝いや労働を自然な形でできる保育実践が大切になってきます。そして、大人や保育者から「してもらおう」時期を経て、自分で一生懸命やった体験(労働)を重ねていけるように保育所・幼稚園で工夫をしていかなければなりません。

今の子どもたちは保護者の仕事を見ながら育つということが少ない状況にあります。また、労働そのものを見る機会も減少しています。そういうことから日常生活に必要な様々なものが、どのような形で自分たちの手に入るのかが見えにくくなっています。子どもたちはお金さえ払えば、何でも手に入ると思いがちになり、使い捨てが当たり前になり、不自由さや我慢という経験をすることがなくなってきているのではないのでしょうか。このことは、大人も見直す必要があります。

私たちはしんどいことから逃げない子ども、やらなければならないことは最後までねばり強くやりきる子ども、働くことが楽しいという子どもに育てたいものです。





保育所・幼稚園での係り活動(当番活動)と喜び

保育所・幼稚園における清掃活動などが子どもの主体的な取り組みになっているでしょうか。家庭では、親の手伝いをする機会が少なくなっています。保育所・幼稚園では子どもが手伝いや当番活動をする時間を設けたり、小動物や植物などの世話の係りを決めてやってみたりしていますが、このことを通して子どもたちは労働(仕事)を覚えていきます。そして、人のために働く喜びを感じ、仲間と一緒にすることで連帯し自然に体を動かすことを体験していくことができます。このような取り組みを通して、子どもに、しんどいことから逃げない、物事をねばり強くやろうとする態度を育てていかなければなりません。

▶保育指針 第1章 4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

(2) 幼児期の終わりまでに育てほしい姿

イ 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならぬことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(前略) 子どもは、身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、信頼する保育士等に支えられながら、物事を最後まで行う体験を重ね、自分の力でやろうとする気持ちをもったり、やり遂げた満足感を味わったりするようになる。卒園を迎える年度の後半には、遊びや生活の中で様々なことに挑戦し、失敗も繰り返す中で、自分でしなければならぬことを自覚するようになる。保育士等や友達の力を借りたり励まされたりしながら、難しいことでも自分の力でやってみようとして、考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げる体験を通して達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。(後略)

▶保育指針 第2章 2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

イ 人との関わりに関する領域「人間関係」

(イ) 内容

- ② 保育士等の受容的・応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし、安定感をもって過ごす。

子どもは、生理的欲求、知的刺激や人との関わりに対する欲求など、様々な欲求をもって生活している。そして、それらが満たされることで充実感や満足感を味わい、自分なりにしたいことを見付け、そのことに取り組もうとする意欲をもつようになる。保育士等は、子どもが興味や関心をもったことに対して、自分なりに考えて自分の力でしてみようとする態度を育てることが大切である。

そのため、保育士等は、子ども一人一人の行動や思いをありのまま認め、期待をもって見守ることや、子ども一人一人の発達の違いを考慮した上で保育士等の考えや気持ちを表情や言葉などで伝える。こうした受容的・応答的な関わりを通して、子どもは自分の考えや思いが受け止められた喜びを感じると同時に、保育士等の思いに次第に気付くようになる。こういった体験を通して、自分で考えて自分でしようとする意欲や諦めずにやり遂げようとする気持ちの芽生えが培われる。

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

イ 人との関わりに関する領域「人間関係」

(イ) 内容

- ④ いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。

子どもが、いろいろな遊びを心ゆくまで楽しみ、その中で物事をやり遂げようとする気持ちをもつことは、子どもの自立心を育む上で大切である。子どもは、保育所の生活の中で様々な環境に触れ、興味や関心をもって関わり、いろいろな遊びを生み出す。この遊びを持続し発展させ、遊び込むことができれば、子どもは楽しさや達成感を味わい、次の活動に取り組んだ際にもやり遂げようとする気

持ちをもつようになる。しかし、子どもは、興味や目当てをもって遊びを始めても、途中でうまくいかなくなったり、やり続ける気持ちがなくなって止めてしまったりすることがある。このような時、子どもは、信頼する保育士等に温かく見守られ、支えられていると感じることができ、必要に応じて適切な援助を受けることができれば、諦めずにやり遂げることができる。このような体験を重ねることで、子どもは難しいことでも諦めずにやり遂げようという粘り強く取り組む気持ちをもったり、前向きな見通しをもって自分で解決しようとする気持ちをもったりして、自立心や責任感も育まれていく。

（中略）さらに、子どもは友達と共に遊ぶ楽しさを経験するうちに、友達と一緒に物事をやり遂げたいという気持ちが強まっていく。物事をやり遂げる喜びは一人でも生じるが、皆でやったということやその成果を共に喜ぶことの方が子どもにとってより大きな意味をもつ。また、一人ではやり遂げられなくても、皆と一緒にであれば、励まし合ったりして、くじけずに目標を目指してやり続けようという気持ちをもつことができる。このような気持ちは、やがて、協同して遊ぶことにもつながっていく。（内容⑧及び（ウ）内容の取扱い③を参照）



家の人の仕事と手伝い

子どもは個人差はありますが、2～3歳ぐらいになると大人の真似をしようとしたり、大人から見れば危なっかしい状態でも何か手伝いをしようとしたりします。そのとき、汚すからとか大人がした方が速いからといって取り上げてしまう場合はないでしょうか。それを危険のないように大人が見守りながら「よくできたね。」「ありがとう。」「助かったわ。」などと、その意欲と行動を「ほめる」視点や余裕をもちたいものです。

そうすることによって、子どものやろうとする意欲や自信が育ち、失敗を重ねながらも手伝いを通して仕事というものを身につけていきます。



正しい職業観の基礎へ

ある地域で、ゴミを収集している清掃車の人に向かって「きたない。」「くさい。」などの言葉を浴びせかけた小学生たちがいました。子どもたちにも職業に対しての差別や偏見が育っていたのです。ここで問われなければならないことは、この小学生たちが成長してくる段階で周りの大人たちから職業、仕事ということに対してどのようなイメージや感覚が刷り込まれてきたかということです。特に乳幼児期に体験する遊びと労働は、子どもが大きくなった時、様々な仕事があって社会が成り立っているということ、どの仕事も大切なものであるということを感じる基礎となります。

このようなことから、保育所・幼稚園では小動物の世話や菜園活動と合わせて、子どもたちに土いじりやどろんこ遊びを経験させることが大切です。そしてその遊びを子どもが十分に楽しみ、自主的に活動できるような援助を保育者としてしなければなりません。

子どもが成長していく上で、労働に価値を見いだすことのできる感性を育てるために、保育所・幼稚園での取り組みと合わせて、地域の中の仕事にふれたり働いている人を見たり、話を聞くなど、地域とも連携した日常的な取り組みが大切です。

▶保育指針 第2章 4. 保育の実施に関して留意すべき事項

(2) 小学校との連携

ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

(前略) 保育所保育においては、在籍期間の全体を通して、乳幼児期の発達にに応じて、いかにして子どもの生きる力の基礎を培うかを考えて、全体的な計画を作成しなければならない。特に、子どもなりに好奇心や探究心をもち、問題を見いだしたり、解決したりする力を育てること、豊かな感性を発揮したりする機会を提供し、それを伸ばしていくことが大切になる。子どもを取り巻く環境は様々なものがあり、そこでいろいろな出会いが可能となる。その出会いを通して、更に子どもの興味や関心が広がり、疑問をもってそれを解

決しようと試みる。その子どもなりのやり方やペースで繰り返しいろいろなことを体験してみることで、その過程自体を楽しみ、その過程を通して友達や保育士等と関わっていくことの中に子どもの学びがある。このようなことが保育所保育の基本として大切であり、小学校以降の教育の基盤となる。保育所は、このような基盤を充実させることによって、小学校以降の教育との接続を確かなものとすることができる。

保育所保育において、子どもが小学校に就学するまでに、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが重要である。創造的な思考の基礎として重要なことは、子どもが会ういろいろな事柄に対して、自分のしたいことが広がっていきながら、たとえうまくできなくても、そのまま諦めてしまうのではなく、更に考え工夫していくことである。うまくできない経験から、「もっとこうしてみよう」といった新たな思いが生まれ、更に工夫し自分の発想を実現できるようにしていく。主体的な態度の基本は、物事に積極的に取り組むことであり、そのことから自分なりに生活をつくっていくことができることである。さらに、自分を向上させていこうとする意欲が生まれることである。それらの基礎が育ってきているか、さらに、それが小学校の生活や学習の基盤へと結び付く方向に向かおうとしているかを捉える必要がある。また、小学校への入学が近づく時期には、皆と一緒に保育士等の話を聞いたり、行動したり、きまりを守ったりすることができるように指導を重ねていくことも大切である。さらに、共に協力して目標を目指すということにおいては、幼児期の保育から見られるものであり、小学校教育へとつながっていくものであることから、保育所の生活の中で協同して遊ぶ経験を重ねることも大切である。(後略)



労働と遊び

子どもたちは自然物などの中から何かを選び出して形を変形させたり、何かを作ったりします。一生懸命、手や体を使って、対象と向き合い、その過程を楽しみながら何かを出来上がらせます。大人たちは暮らしに役に立たせるため自然等に働きかけ、変形させていきます。これは大人の労働です。大人は実用を考え、結果が大切ですが、子どもにとっては結果以上にその過程が大切となります。

没頭できる遊び(労働)が保育所・幼稚園で、あるいは家庭でできるよう、私たち大人がその環境をつくっていくことが求められます。

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」

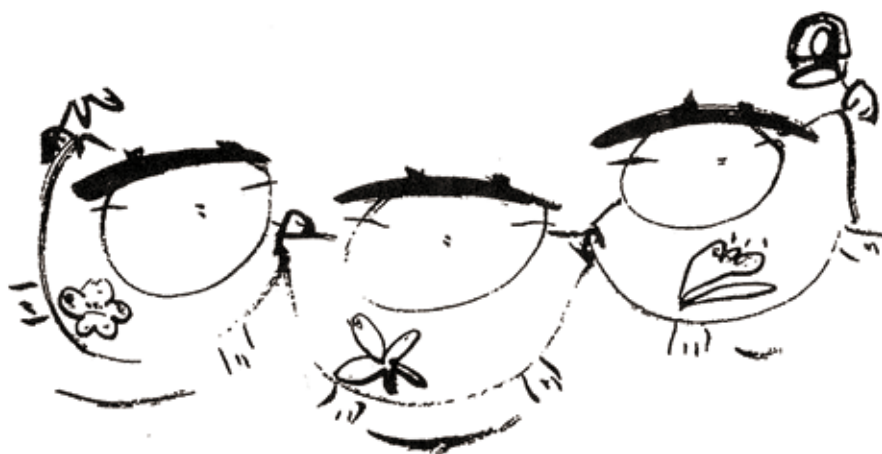
(イ) 内容

- ⑧ 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。

身近にある物や遊具、用具などを使って試したり、考えたり、作ったりしながら、探求していく態度を育てることが大切である。身近にある物を使って工夫して遊ぶようになるためには、保育士等は、子どもが心と体を働かせて物とじっくりと関わることができるような環境を構成し、対象となるその物に十分に関わるができるようになることが大切である。子どもは、手で触ったり、全身で感じてみたり、あることを繰り返しやってみたり、自分なりに比べたり、これまでの体験と関連付けて考えたりしながら物に関わっていく。このような関わりを通して、子どもは物や遊具、用具などの特性を探り当て、その物や遊具、用具などに合った工夫をすることができるようになる。それゆえ、保育士等はこのような子どもの力を信頼し、その上でどのような援助が必要か考えていくことが大切である。

大人には単調な繰り返しに見えることが、子どもにとっては重要な意味を持っている場合もある。このような子どもなりの物との関わりを十分に楽しむことが大切であるが、時には他の子どもが工夫していることに注目するよう促したり、また、時には保育士等自らが工夫の仕方を示したりするなど、いろいろな物に興味をもって関わる機会をつくることも必要である。

子どもは物や遊具、用具などで遊びながら、その物や遊具、用具などの仕組みそのものに興味を示すことがある。その際、保育士等はそのような子どもの関心を大切にし、子どもがその仕組みについてより探求できるよう援助していくことも必要である。



7 違いを認め合い共に生きる

保 育所・幼稚園には、外国の異なった文化をもつ子どもや障害をもつ子どもも通って来ています。また同じ年齢の子どもでも体格に差があったり、体力に差があったり、活動的であったり、静的であったりというように、子どもは一人一人が様々な違いをもっています。しかし、子どもたちには、その違いを保育所・幼稚園や生活の場で個性として評価されたり、認められたりする豊かな環境(関係)があるでしょうか。また、私たち大人も多様な違いのある人たちが構成する社会のなかで、お互いを尊重し合い、存在を認め共に生きているでしょうか。

「違い」ということをお互いが認め合えない場合は、差別や排除につながるものが多くあります。例えば、住んでいる地域、皮膚の色、文化の違い等様々です。これまでの同和保育・教育の営みのなかで「違いを認め合い、共に生きる」ことを位置づけてきました。それぞれの社会的立場や個性が違ってても、等しく人権をもっているという認識が大切です。私たちは「違っていても生きられない」文化から「異なることが豊かさ」である人権文化を築きあげなければなりません。





障害をもつ子どもたち

・障害者(児)と共に生きる子どもたち

障害をもつ子どもたちは、これまで地域の子どもたちと共に学ぶ機会を与えられなかったり、社会進出を困難にされたりする場合があります。こうした状況のなかで障害児保育が取り組まれてきました。そこで「地域で一緒に遊び、学び、暮らしたい。」という障害児や保護者の願いを受けとめ、それに応える保育の創造が大切にされてきました。そして障害児との出会いを通して、お互いの人権を尊重するとはどういうことなのか、お互いを高め合うにはどうすればいいのかなど、保育所・幼稚園等において取り組みを進めてきています。

障害をもつ子どもを集団のなかの、「一人の子ども」として共に生活し、お互いの個性を認め合う、このことの大切さをまず私たち大人が個々の生き方のなかで考えていくことが、子ども一人一人の育ちにつながっていきます。

▶保育指針 第1章 3. 保育の計画及び評価

(2) 指導計画の作成

キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

【保育所における障害のある子どもの理解と保育の展開】

保育所は、全ての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ちあう場である。そのため、一人一人の子どもが安心して生活できる保育環境となるよう、障害や様々な発達上の課題など、状況に応じて適切に配慮する必要がある。(後略)

一人一人の障害や発達上の課題は様々であり、その状態も多様であることから、保育士等は、子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握するとともに、保育所の生活の中で考えられる育ちや困難

の状態を理解することが大切である。そして、子どもの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら、職員相互の連携の下、組織的かつ計画的に保育を展開するよう留意する。

【個別の指導計画】

保育所では、障害のある子どもを含め、一人一人の実態を的確に把握し、安定した生活を送る中で、全ての子どもが自己を十分に発揮できるよう見通しをもって保育することが必要である。そこで、必要に応じて個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連付けておくことが大切である。(後略)

【家庭との連携】

障害や発達上の課題のある子どもの理解と援助は、子どもの保護者や家庭との連携が何よりも大切である。(後略)

また、障害や発達上の課題のある子どもや保護者が、地域で安心して生活ができるようにすることが大切である。(後略)

【地域や関係機関との連携】

障害のある子どもの保育に当たっては、専門的な知識や経験を有する地域の児童発達支援センター・児童発達支援事業所・児童発達支援を行う医療機関などの関係機関と連携し、互いの専門性を生かしながら、子どもの発達に資するよう取り組んでいくことが必要である。(後略)



多文化共生と子どもたち

奈良県には 12,681 人(2018 年 12 月現在・法務省在留外国人統計より)の外国人が在住しています。その子どもたちの多くは、県内の保育所・幼稚園、学校に通っています。そのなかで、日本社会に存在する差別や偏見によって、在日韓国・朝鮮の人たちをはじめとする外国人が就職や入居、結婚等において、生活しにくい状況に追い込まれているという現実があります。このことは同時に、県内の保育所・幼稚園、学校に通っている子どもたちにも同じように、豊かな文化の出会いや交流ができなかったり、本名を名のれていなかったりという現実があります。したがって、保育の現場では私たち保育者が正しい知識をもつことが大切であり、出発点になります。

これまで保育所・幼稚園で在日韓国・朝鮮人の歴史や文化、現在おかれている社会的状況などを課題として保育が展開されてきています。そうしたなかで積み上げられ、引き継がれてきた保育内容を今後とも継承、発展させ、豊かな出会いを子どもたちに経験させることが大切です。

さらに、近年、保育所・幼稚園には様々な国から来た、異文化をもつ子どもたちが急速に増えています。子どもたちとその家族が日本に来る理由としては、中国からの「帰国」である場合、労働者として渡日する場合、留学・就学や研究を目的として渡日する場合、国際結婚をして渡日する場合、海外出張や海外派遣として渡日する場合などと様々です。そして、こうして新たに渡日した子どもたちは様々な国や地域の文化をもっています。

同和保育・教育の実践から生み出された在日外国人保育・教育が独自に発展させてきたもののなかに、人権の観点を「みんな同じでなければならない」から「みんな違っていてすばらしい」におきかえてきたことがあります。そのことが、今まさに生かされなければなりません。互いの文化を認め合い、共に生きていくことができる保育を創造することが大切です。

また、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るために、アイヌ文化やアイヌの伝統に関する研修も進めていくことが求められます。

▶保育指針 第2章 2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」

(ウ) 内容の取扱い

- ③ 地域の生活や季節の行事などに触れる際には、社会とのつながりや地域社会の文化への気付きにつながるものとなることが望ましいこと。その際、保育所内外の行事や地域の人々との触れ合いなどを通して行うこと等も考慮すること。

子どもは、その地域のつながりの中で育っていくものである。(中略) 地域に暮らす人と触れ合って受け入れられる経験を通して、地域の様々な世代や立場の人の存在を知る。

(中略) 保育士等は、自らがその地域の生活に触れたり文化の由来に関心をもったりして、地域の人々と積極的に関わりをもつようにすることが重要である。保育士等がその地域に愛着をもって関わろうとする態度をもつことで、保育所と地域の交流の機会が生まれ、子どもが地域に受け入れられていく。

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」

(ウ) 内容の取扱い

- ④ 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通して、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。

子どもは、地域の人々とのつながりを深め、身近な文化や伝統に親しむ中で、自分を取り巻く生活の有り様に気付き、社会とのつながりの意識や国際理解の意識が芽生えていく。

(中略) このような活動を行う際には、文化や伝統に係る地域の人材、資料館や博物館などとの連携・協力を通して、異なる文化にも触れながら子どもの体験が豊かになることが大切である。

▶保育指針 第2章 4. 保育の実施に関して留意すべき事項

(1) 保育全般に関わる配慮事項

才 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。

保育所では、外国籍の子どもをはじめ、様々な文化を背景にもつ子どもが共に生活している。保育士等はそれぞれの文化の多様性を尊重し、多文化共生の保育を進めていくことが求められる。

(中略) 文化の多様性に気付き、興味や関心を高めていくことができるよう、子ども同士の関わりを見守りながら、適切に援助していく。(後略)

保育士等は、自らの感性や価値観を振り返りながら、子どもや家庭の多様性を十分に認識し、それらを積極的に認め、互いに尊重し合える雰囲気をつくり出すことに努めることが求められる。





豊かな仲間関係をつくる子どもたち

私たちの保育や子育てのなかで、「男の子はこうあるべき」「女の子はこうすべき」という意識がなかったでしょうか。子どもたちは一人一人、選びたい色、やりたい遊び、興味や関心など、違ってきます。私たちはまず、こういう視点で子どもとかわかっていくことが大切であり、男の子、女の子という性にかかわらず、その子のもつ能力や個性を最大限に引き出していくことが重要です。

子どもの「個性を大切に」と言いながら、大人がつい「はやく、はやく」という言葉を口にし、「行動の遅い子」に対して低い評価をしたり、みんなと同じようには行動しないことで、マイナスのレッテルをその子どもに貼ったりしているということを、保育や子育てのなかで見直していかなければなりません。

子どもに対する不適切な言葉かけや誤った評価が、子どもたちが豊かな仲間関係をつくろうとするときの妨げにもなりかねません。豊かな関係づくりにはまず、保育者が子どもたちの現状を知り、子どもの置かれている状況を理解し、また保護者が自らを語るなかに込められた願いや保育への期待を受けとめ、保育課題として実現しようとするところから始まると言えます。

個々の子どもの課題を的確にとらえ、子どもの置かれている現状から出発しなければなりません。また、保護者との連携なしに保育を成功させることはできません。保護者との信頼の「かなめ」は、子どもの成長を保護者と共に実現することです。

▶保育指針 第1章 4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

ウ 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(前略) 子どもは、友達と関わる中で、様々な出来事を通して、嬉しい、悔しい、悲しい、楽しいなどの多様な感情体験を味わい、友達との関わりを深めていく。その中で互いの思いや考えなどを共有し、次第に共通の目的をもつようになる。卒園を迎える年度の後半には、

その目的の実現に向けて、考えたことを相手に分かるように伝えながら、工夫したり、協力したりし、充実感をもって子ども同士でやり遂げるようになる。

（中略）協同性が育まれるためには、単に他の子どもと一緒に活動できることを優先するのではない。他の子どもと一緒に活動する中で、それぞれの持ち味が発揮され、互いのよさを認め合う関係ができてくることが大切である。保育士等は、子どもたちの願いや考えを受け止め、共通の目的の実現のために必要なことや、困難が生じそうな状況などを想定しつつ、子ども同士で試行錯誤しながらも一緒に実現に向かおうとする過程を丁寧に捉え、一人一人の自己発揮や友達との関わりの状況に応じて、適時に援助することが求められる。相手を意識しながら活動していても、実際にはうまくいかない場面において、子どもは、援助する保育士等の姿勢や言葉がけなどを通して、相手のよさに気付いたり、協同して活動することの大切さを学んだりしていく。

幼児期に育まれた協同性は、小学校における学級での集団生活の中で目的に向かって自分の力を発揮しながら友達と協力し、様々な意見を交わす中で新しい考えを生み出しながら工夫して取り組んだりするなど、教師や友達と協力して生活したり学び合ったりする姿につながっていく。

オ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

（前略）子どもは、初めての集団生活の場である保育所の生活を通して、保育士等との信頼関係を基盤としながら保育所内の子どもや職員、他の子どもの保護者などいろいろな人と親しみをもって関わるようになる。その中で、家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、小学生や中学生、高齢者や働く人々など地域の身近な人と触れ合う体験を

重ねていく。卒園を迎える年度の後半になると、こうした体験を重ねる中で人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。

（中略）保育士等は、子どもが相手や状況に応じて考えて行動しようとする姿などを捉え、認めたり、クラスの話題にして共有したりするとともに、そこでの体験が、保育所内において年下の子どもや保育所に在籍していない地域の子どもの、保護者などとの関わりにもつながっていくことを念頭に置き、子どもの姿を細やかに捉えていくことが必要である。

（中略）保育士等は子どもの関心に応じて、絵本や図鑑や写真、新聞やインターネットで検索した情報、地域の掲示板から得られた情報などを、遊びに取り入れやすいように見やすく保育室に設定するなどの工夫をし、子どもの情報との出会いをつくっていく。その際、家族から聞いたり自分で見付けたりするなど子どもなりに調べたことを加えたり、遊びの経過やそこで発見したことなどを、子どもが関わりながら掲示する機会をもったりすることも考えられる。時には保育士等がモデルとなり、情報を集める方法や集めた情報の活用の仕方、そのことを周囲に伝える方法などがあることに気付かせ、子どもが楽しみながら体験できるようにすることが大切である。

こうした幼児期の身近な社会生活との関わりは、小学校生活において、相手の状況や気持ちを考えながらいろいろな人と関わることを楽しんだり、関心のあることについての情報に気付いて積極的に取り入れたりする姿につながる。また、地域の行事や様々な文化に触れることで楽しんで興味や関心を深めることは、地域への親しみや地域の中での学びの場を広げていくことにつながる。

カ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しめるようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

思考力の芽生えは、領域「環境」などで示されているように、周囲の環境に好奇心をもって積極的に関わりながら、新たな発見をした

り、もっと面白くなる方法を考えたりする中で育まれていく。(中略)
また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにしようとする姿が見られるようになる。

(中略) 保育士等は、子どもが不思議さや面白さを感じ、こうしてみたいという願いを持つことにより、新しい考えが生み出され、遊びが広がっていくことを踏まえる必要がある。このため、保育士等には、環境の中にあるそれぞれの物の特性を生かしつつ、その環境から子どもの好奇心や探求心を引き出すことができるような状況をつくるとともに、それぞれの子どもの考えを受け止め、そのことを言葉にして子どもたちに伝えながら、更なる考えを引き出していくことが求められる。また、子どもが他の子どもとの意見や考えの違いに気づき、物事をいろいろな面から考えられるようにすることやそのよさを感じられるようにしていくことが大切である。(後略)

(2) ねらい及び内容

イ 人との関わりに関する領域「人間関係」

(イ) 内容

- ⑨ よいことや悪いことがあることに気づき、考えながら行動する。

(前略) 保育士等は、ただ善悪を教え込むのではなく、子どもが自分なりに考えるように援助することが重要である。そして、子どもが自分で気付かないことに気付くようにすることが大切である。

(中略) 自分の行動がどのような結果をもたらしたのかを自分の視点とは異なった視点、特に、他者の立場から考えるように、子ども一人一人に応じて繰り返し働きかけることが重要である。(後略)

- ⑩ 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気づき、守ろうとする。

(前略) 日々の遊びや生活の中できまりを守らなかったために起こった問題に気づき、きまりの必要性を子どもなりに理解できるようにし、単にきまりを守らせるだけでなく、必要性を理解した上で、守ろうとする気持ちをもたせることが大切である。(後略)

- ⑪ 共同の遊具や用具を大切にし、皆で使う。

(前略) 自分たちの生活を豊かにしていくために、自分の要求と友達の要求に折り合いを付けたり、自分の要求を修正したりする必要があることを理解していくようにすることが大切である。

(ウ) 内容の取扱い

- ③ 子どもが互いに関わりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるとともに、他の子どもと試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。

（前略）このように、子どもは、他の子どもとの関わりの中で自発性を獲得し、この自発性を基盤として、より生き生きとした深みのある人間関係を繰り広げていく。

（中略）また、皆で一緒に活動する中では、自分の思いと友達の思いが異なることもあり、時には自己主張がぶつかり合い、ある部分は互いに我慢したり友達の思いを受け入れたりしながら活動を展開していくこともある。

（中略）さらに、このような経験を通して、集団の中で一人一人のよさが発揮され影響し合って、一人ではできないことも力を合わせれば可能になるという気持ちが育つようにすることが大切である。そのことを通じて、子ども自身が集団の中のかげがえのない一員であることを知り、同時に仲間への信頼感をもつことができるようになっていく。

（中略）子ども一人一人のよさを生かしながら協同して遊ぶようになるためには、集団の中のコミュニケーションを通じて共通の目的が生まれてくる過程や、子どもが試行錯誤しながらも一緒に実現に向かおうとする過程、いざこざなどの葛藤体験などを乗り越えていく過程を大切に受け止めていくことが重要である。その際、保育士等は、子ども一人一人の人との関わりの経験の違いを把握しておく必要がある。子どもによっては、自分に自信がもてなかったり、他者に対して不安になったり、人への関心が薄かったりすることもあることを踏まえて、適切な援助を行うようにすることが大切である。



違いを認め合う

▶保育指針 第2章 4. 保育の実施に関して留意すべき事項

(1) 保育全般に関わる配慮事項

カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

(前略) 子どもの性差や個人差を踏まえて環境を整えるとともに、一人一人の子どもの行動を狭めたり、子どもが差別感を味わったりすることがないように十分に配慮する。子どもが将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見をもったりすることがないように、人権に配慮した保育を心がけ、保育士等自らが自己の価値観や言動を省察していくことが必要である。

男女共同参画社会の推進とともに、子どもも、職員も、保護者も、一人一人の可能性を伸ばし、自己実現を図っていくことが求められる。

8 保育所・幼稚園、 家庭、地域のつながり

かつて「子育て」は地域ぐるみの営みとして、一人の子どもに家族以外の多くの人たちもかかわりをもってきました。しかし、地域の共同体の結びつきが薄れてきています。そして、今日の学歴社会・競争社会は、遊びを基軸とした子ども社会を崩壊させ、子どもたちの暮らしを変容させつつあります。このことはあらゆる面で、子どもたちに深刻な影響を与えています。今、大きな社会問題になっている「いじめ」の問題は、このこととも大きくかかわっていると思われます。

しかし、学校現場での「いじめ」をはじめとする子どもたちの様々な問題は、ともすると、学校、保育所・幼稚園、家庭で、個別に論議されがちです。それは子どもがかかえている問題や実態を解決するという方向には向いていません。家庭、保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、地域のそれぞれの役割を明確にしながら、子どもにかかわる保護者や保育者、教師が相互に連携した取り組みを進めることが大切です。そして保育にかかわる私たちは、単に保育所・幼稚園から小学校、中学校へというような形式的な引き継ぎや申し送りではなく、将来を見通した取り組みを進めるための連携を図っていかなければなりません。

それにはまず、保護者や地域、保育者がお互いに交流を深め、人として生きるうえでの基盤となる人権意識、人権感覚を確認しながら一人一人の子どもの育ちを考えていく必要があります。連携においては地域での取り組みに差はありますが、それぞれの地域で課題を整理し、解決していくための取り組みを重ね、やさしさやぬくもりのある、そして人権を大切にす地域社会の担い手となる子どもを育てていかなければなりません。



▶保育指針 第4章

保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、第1章及び第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする。

【保育所における保護者に対する子育て支援の原則】

(前略) 子どもの保護者に対する保育に関する指導とは、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ行われる、子育てに関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体を指す。子どもの保育に関する専門性を有する保育士が、各家庭において安定した親子関係が築かれ、保護者の養育力の向上につながることを目指して、保育の専門的知識・技術を背景としながら行うものである。

保育所における保護者に対する子育て支援は、子どもの最善の利益を念頭におきながら、保育と密接に関連して展開されるところに特徴があることを理解して行う必要がある。

▶保育指針 第4章 1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項

(1) 保育所の特性を生かした子育て支援

ア 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。

【保護者に対する基本的態度】

保育所における子育て支援に当たり、保育士等には、一人一人の保護者を尊重しつつ、ありのままを受け止める受容的態度が求められる。受容とは、不適切と思われる行動等を無条件に肯定することではなく、そのような行動も保護者を理解する手がかりとする姿勢を保ち、援助を目的として敬意をもってより深く保護者を理解することである。また、援助の過程においては、保育士等は保護者自らが選択、決定していくことを支援することが大切である。このよう

な援助関係は、安心して話をする事ができる状態が保障されていること、プライバシーの保護や守秘義務が前提となる。このように保育士等が守秘義務を前提としつつ保護者を受容し、その自己決定を尊重する過程を通じて両者の間に信頼関係が構築されていく。

また、保育士等が保護者の不安や悩みに寄り添い、子どもへの愛情や成長を喜び気持ちを共感し合うことによって、保護者は子育てへの意欲や自信を膨らませることができる。保護者とのコミュニケーションにおいては、子育てに不安を感じている保護者が子育てに自信をもち、子育てを楽しんでいると感じることができるよう、保育所や保育士等による働きかけや環境づくりが望まれる。

【保護者とのコミュニケーションの実際】

保育所における保護者とのコミュニケーションは、日常の送迎時における対話や連絡帳、電話又は面談など、様々な機会をとらえて行うことができる。保護者に対して相談や助言を行う保育士等は、保護者の受容、自己決定の尊重、プライバシーの保護や守秘義務などの基本的姿勢を踏まえ、子どもと家庭の実態や保護者の心情を把握し、保護者自身が納得して解決に至ることができるようにする。

その上で、状況に応じて、地域の関係機関等との連携を密にし、それらの専門性の特性と範囲を踏まえた対応を心がけることが必要である。(後略)

イ 保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように努めること。

保育所は、日々子どもが通う施設であることから、継続的に子どもの発達の援助及び保護者に対する子育て支援を行うことができる。また、保育士や看護師、栄養士等の専門性を有する職員が配置されているとともに、子育て支援の活動にふさわしい設備を備えている施設である。さらに、地域の公的施設として、様々な社会資源との連携や協力が可能である。こうしたことを踏まえ、保護者に対する子育て支援に当たっては、必要に応じて計画や記録を作成し、改善に向けた振り返りを行いながら、保育所の特性を十分に生かして行われることが望まれる。

また保育所は、地域において子育て支援を行う施設の一つであり、乳児期から就学前に至る一人一人の様々な育ちを理解し支える保育を実践している場でもある。保育士等が、子どもを深く理解する視点を伝えたり、その実践を示したりすることも、保護者にとっては大きな支援になる。

そのため、保護者の養育力の向上につながる取組としては、保育所を利用している保護者に対しては、保育参観や参加などの機会を、また地域の子育て家庭に対しては、行事への親子参加や保育体験への参加などの機会を提供することが考えられる。(後略)

(2) 子育て支援に関して留意すべき事項

ア 保護者に対する子育て支援における地域の関係機関との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努めること。

保護者に対する子育て支援を適切に行うためには、保育所の機能や専門性を十分に生かすことが重要である。その上で、自らの役割や専門性の範囲に加え、関係機関及び関係者の役割や機能をよく理解し、保育所のみで抱え込むことなく、連携や協働を常に意識して、様々な社会資源を活用しながら支援を行うことが求められる。

(中略) 保育所における子育て家庭への支援は、このような地域において子どもや子育て家庭に関するソーシャルワークの中核を担う機関と、必要に応じて連携をとりながら行われるものである。そのため、ソーシャルワークの基本的な姿勢や知識、技術等についても理解を深めた上で、支援を展開していくことが望ましい。

こうした関係機関との連携・協働や地域の情報の把握及び保護者への情報提供に当たっては、保育所全体での理解の共有や、担当者を中心とした保育士等の連携体制の構築に努め、組織的に取り組むことが重要である。

イ 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること。

保護者に対する子育て支援に当たり、保護者や子どものプライバシーの保護や知り得た事柄の秘密保持は、必ず遵守しなければならない。プライバシーの保護とは、その本人が特定されるような情報

や私生活に関わる情報を守ることであり、知り得た事柄の秘密保持とは本人が他言しないでほしいと望む全ての情報を守ることである。(中略) 特に保育士については、児童福祉法第 18 条の 22 において「保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても、同様とする」とされ、同法第 61 条の 2 で、違反した場合の罰則も定めている。(後略)

▶保育指針 第4章 2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

(1) 保護者との相互理解

ア 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。

家庭と保育所の相互理解は、子どもの家庭での生活と保育所生活の連続性を確保し、育ちを支えるために欠かせないものである。(後略)

家庭と保育所が互いに理解し合い、その関係を深めるためには、保育士等が保護者の置かれている状況を把握し、思いを受け止めること、保護者が保育所における保育の意図を理解できるように説明すること、保護者の疑問や要望には対話を通して誠実に対応すること、保育士等と保護者の間で子どもに関する情報の交換を細やかに行うこと、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを伝え合うことなどが必要である。(後略)

イ 保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することから、これを促すこと。

保育所における保育の活動への保護者の参加は、保護者の自ら子育てを実践する力を高める上でも重要な取組であるといえる。例えば、保護者が子どもの遊びに参加することで、子どもの遊びの世界や言動の意味を理解したり、専門性を有する保育士等が子どもの心の揺れ動きに応じてきめ細かに関わる様子を見て、接し方への気付

きを得たりする。また、他の子どもを観察したり、自分の子ども以外の子どもと関わったりすることを通じて、子どもの発達についての見通しをもつことができることもある。さらに、保護者が保育士等と共に活動する中で、自分でも気付かなかった子育てに対する有能感を感じることもある。(後略)

(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援

ア 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努め、子どもの生活の連続性を考慮すること。

保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、多様な保育の需要に応じた事業を実施する場合、保護者の状況に配慮するとともに、常に子どもの福祉の尊重を念頭に置き、子どもの生活への配慮がなされるよう、家庭と連携、協力していく必要がある。

病児保育事業を行う場合は、特に受入れ体制やルールについて、保護者に十分に説明し、体調の急変時における対応の確認等、子どもの負担が少なくなるよう保護者と連携して進めることが大切である。

延長保育等に当たっては、子どもの発達の状況、健康状態、生活習慣、生活のリズム及び情緒の安定に配慮して保育を行うよう留意する必要がある。夕方の食事又は補食の提供は、子どもの状況や家庭での生活時間を踏まえて適切に行うことが必要である。その際、保育士等間の様々な必要事項の申し送りや保護者への連絡事項についても漏れのないよう注意しなければならない。(後略)

イ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

障害者の権利に関する条約(平成26年1月批准)第19条は障害者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の促進を定めている。また、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第2条第2項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定している。

こうした法の趣旨を踏まえ、障害や発達上の課題が見られる子どもの保育に当たっては、第1章の3の(2)のキに規定されている事項を十分に考慮し、家庭との連携を密にするとともに、子どもだけでなく保護者を含む家庭への援助に関する計画や記録を個別に作成するなど、適切な対応を図る必要がある。(後略)

ウ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。

外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭、ひとり親家庭、貧困家庭等、特別な配慮を必要とする家庭では、社会的困難を抱えている場合も多い。例えば、日本語によるコミュニケーションがとりにくいこと、文化や習慣が異なること、家庭での育児を他に頼ることができないこと、生活が困窮していることなど、その問題も複雑化、多様化している。また、多胎児、低出生体重児、慢性疾患のある子どもの場合、保護者は子育てに困難や不安、負担感を抱きやすい状況にあり、子どもの生育歴や各家庭の状況に応じた支援が必要となる。(後略)

(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

ア 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

少子化や核家族化、地域内におけるつながりの希薄化が進む中で、子育てをする上で孤立感を抱く人や、子どもに関わったり世話をしたりする経験が乏しいまま親になる人も増えている。子どもや子育てについての知識がないために、適切な関わり方や育て方が分からなかったり、身近に相談や助言を求める相手がおらず、子育てに悩みや不安を抱いたり、子どもに身体的・精神的苦痛を与えるような関わりをしたりしてしまう保護者もいる。

こうした保護者に対しては、保育士等が有する専門性を生かした支援が不可欠である。保育士等は、一人一人の子どもの発達及び内面についての理解と保護者の状況に応じた支援を行うことができるよう、援助に関する知識や技術等が求められる。内容によっては、それらの知識や技術に加えて、ソーシャルワークやカウンセリング等の知識や技術を援用することが有効なケースもある。(後略)

▶保育指針 第4章 3. 地域の保護者等に対する子育て支援

(1) 地域に関かれた子育て支援

ア 保育所は、児童福祉法第 48 条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。

【保育所の地域における子育て支援の役割】

(前略) 近年、地域における子育て支援の役割がより一層重視されている状況を踏まえ、保育所がその意義を認識し、保育の専門的機能を地域の子育て支援において積極的に展開することが望まれる。その際、保育所が所在する地域の実情や、各保育所の特徴を踏まえて行うことが重要である。

また、子ども・子育て支援法に基づき地域における子育て支援の推進が図られる中、子育て支援を行う団体は多様化及び増加している。こうした地域における様々な団体の活動と連携して、保育所の子育て支援を進めていくことも大切である。

【保育所の特性を生かした地域子育て支援】

地域における子育て支援に当たっても、保育所の特性を生かして行うことが重要である。

(中略) また、子どもに対して、体罰や言葉の暴力など身体的・精神的苦痛を与えるような行為が不適切であり、してはならないものであることについても、丁寧に伝えることが必要である。

さらに、親子遊びや離乳食づくり、食育等に関する様々な育児講座や体験活動、給食の試食会など、保育所の特色、地域のニーズなどに合わせた取組を進めていくことが求められる。

(中略) 育児不安を和らげ、虐待の防止に資する役割が保育所にも求められていることを踏まえ、地域の子育て家庭を受け入れていくことが重要である。(後略)

イ 地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、日常の保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。

地域の実情に応じた子育て支援の一環として、一時預かりや休日保育などを実施するに当たっては、一人一人の子どもの家庭での生活と保育所における生活との連続性に配慮する必要がある。家庭での過ごし方などにより、生活のリズムや生活の仕方が異なることに十分配慮して、子どもが無理なく過ごすことができるよう、必要に応じて午睡の時間を設けたり、子どもがくつろぐことのできる場を設けたりするなど、一日の流れや環境を工夫することが大切である。(後略)

(2) 地域の関係機関等との連携

ア 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること。

(前略) 保育所が地域に開かれた子育て支援に関する活動をする事は、地域におけるより広い年代の子どもの健全育成にも有効である。小学校、中学校、高等学校が実施する乳幼児とのふれあい交流や保育体験に保育所が協力するなど、次世代育成支援の観点から、将来に向けて地域の子育て力の向上につながるような支援を展開していくことが求められている。(後略)

イ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

地域において、子育て家庭は周囲との関係が希薄になりがちな状況にあることも少なくない。保育所による地域の保護者等に対する子育て支援を通して、地域の子どもや子育て家庭を巡る諸問題の発生を予防又は早期に察知し、その解決に寄与することは重要である。特に、保護を必要とする子どもへの対応に関しては、極めて重大な役割を担っている。虐待の防止や必要な対応を積極的に進めるとともに、要保護児童対策地域協議会での情報の共有や関係機関等との連携及び協力を図っていくことが求められる。





保育所・幼稚園と家庭

健康でしなやかなからだづくりや、そのための基本的生活習慣の育成に取り組むためには、保育所・幼稚園での生活と家庭における子育てが24時間の生活として連携されながら進められなければなりません。

そして、子どもの「集中力がない。」「どうしてこんなことをするのか。」などという様々な姿として現れてきたとき、子どものその背景を見ていくことが大切になります。そして、そこにある課題や問題を整理し、解決していくために家庭訪問や子育て相談などの取組を進めながら、子どもの将来の「生き方」に乳幼児の保育が大きくかかわっているという共通認識のもと、子育て懇談会などの開催も一つの手だてだと考えます。

▶保育指針 第1章 総則 1. 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

(前略) 地域の様々な人・場・機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育所として、地域の子育て力の向上に貢献していくことが、保育所の役割として求められている。地域社会や家庭において、育児についての見聞や経験が乏しい人が増えている一方で、身近に相談相手がなく、子育て家庭が孤立しがちとなっている状況がある中で、安心・安全で、親子を温かく受け入れてくれる施設として、保育所の役割はますます期待されている。さらにまた、保育所の子育て支援は、児童虐待防止の観点からも、重要なものと位置付けられている。

(2) 保育の目標

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

保護者に対する援助は、子どもの保育と深く関連して行われるものである。第4章の内容を踏まえ、保護者の意見や要望等からその意向を捉えた上で、適切に対応しなくてはならない。それぞれの保護者や家庭の状況を考慮し、職員間で連携を図りながら援助していくが、その際、常に子どもの最善の利益を考慮して取り組むことが必要である。

また、日頃より保育の意図や保育所の取組について説明したり、子どもの様子を丁寧に伝えたりしながら、子どもについて保護者と共に考え、対話を重ねていくことが大切である。保育士等と保護者が互いに情報や考えを伝え合い共有することを通して、それぞれが子どもについて理解を深めたり、新たな一面に気が付いたりする。こうした保護者と保育士等の関係の形成や深まりは、子どもと保護者の関係の育ちや安定につながるものである。

保護者への援助に当たっては、これらのことを踏まえて、子どもと保護者の関係を軸に、子ども・保育士等・保護者の関係が豊かに展開していくことが望まれる。

▶保育指針 第2章 1. 乳児保育に関わるねらい及び内容

(3) 保育の実施に関わる配慮事項

エ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。

乳児保育においては、特に保護者との密接な連携が重要である。

(中略) 保護者の就労や子育てを支え、保護者の気持ちに配慮して対応し、送迎時には気持ちよい挨拶や励ましの言葉かけを行う。

子育てを始めた当初は、育児に不安を抱き、悩みを抱えるなど、保護者一人一人の状況は様々である。第4章の2の保育所を利用している保護者に対する子育て支援に係る事項を踏まえ、保護者と信頼関係を築きながら、子どもの成長や発達の喜びを共に味わっていくことが大切である。



保育所・幼稚園と小学校、中学校

保育所・幼稚園での生活や取り組みは小学校、中学校から見て分かりにくい場合があります。また、0歳から就学前までの発達段階を踏まえたかかわり、保育内容も学校の授業とは異なります。しかし、乳幼児期に培われたものが、学校へ進んだ時の学力や集中力、また仲間集団づくりの基礎になることや、将来の大切な人格形成につながるという共通理解をする場(機会)をもち連携を深めていきたいと思えます。そして、保育所・幼稚園としても、小学校、中学校での姿を見通した「豊かな人権感覚を育てる」ため、日ごろの保育の進め方、在り方を研さんしていく必要があります。

- ・ 保育参観
- ・ 授業参観
- ・ 保育所・幼稚園、小学校、中学校連絡会の開催

▶保育指針 第2章 4. 保育の実施に関して留意すべき事項

(2) 小学校との連携

ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

(前略) 保育所保育においては、在籍期間の全体を通じて、乳幼児期の発達に応じて、いかにして子どもの生きる力の基礎を培うかを考えて、全体的な計画を作成しなければならない。特に、子どもなりに好奇心や探求心をもち、問題を見出したり、解決したりする力を育てること、豊かな感性を発揮したりする機会を提供し、それを伸ばしていくことが大切になる。(後略)

保育所保育において、子どもが小学校に就学するまでに、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが重要である。創造的な思考の基礎として重要なことは、子どもが会ういろいろな事柄に対して、自分のしたいことが広がっていきながら、たとえうまくできなくても、そのまま諦めてしまうのではなく、更に考え工夫していくことである。うまくできない経験から、「もっとこうしてみよう」といった新たな思いが生まれ、更に工夫し自分の発想を実現できるようにしていく。

主体的な態度の基本は、物事に積極的に取り組むことであり、そのことから自分なりに生活をつくっていくことができることである。さらに、自分を向上させていこうとする意欲が生まれることである。それらの基礎が育ってきているか、さらに、それが小学校の生活や学習の基盤へと結び付く方向に向かおうとしているかを捉える必要がある。

(後略)

一方、小学校においても、保育所から小学校への移行を円滑にすることが求められる。低学年は、幼児期の保育を通じて身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつながる時期であり、特に、入学当初においては、スタートカリキュラムを編成し、その中で、生活科を中心に合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定なども行われている。

このように、保育所と小学校がそれぞれ指導方法を工夫し、保育所保育と小学校教育との円滑な接続が図られることが大切である。

イ 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。

(前略) 子どもの発達と学びの連続性を確保するためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりに、保育所の保育士等と小学校の教師が共に子どもの成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切である。すなわち、子どもの発達を長期的な視点で捉え、保育所保育の内容と小学校教育の内容、互いの指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切である。

また、保育所保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校の教師との意見交換や合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などを通じて連携を図るようにすることが大切である。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換を行ったり、事例を持ち寄って話し合ったりすることなどが考えられる。

(中略) このように具体的に見られる「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を生かして、保育所の保育士等か小学校の教師に子どもの成長や保育士等の働きかけの意図を伝えることが、円滑な接続を図る上で大切である。

さらに、円滑な接続のためには、保育所と小学校の子ども同士の交流の機会を設け、連携を図ることが大切である。特に卒園を迎える年度の子どもが小学校就学に向けて自信や期待を高めて、極端な不安を感じないように、就学前の子どもが小学校の活動に参加するなどの交流活動も意義のある活動である。

なお、近年、保育所と小学校の連携のみならず、幼稚園や認定こども園も加えた連携が求められている。保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の合同研修、保育士等・幼稚園教師・保育教諭・小学校教師の交流、保育所・幼稚園・認定こども園の子どもと小学校の子どもの交流などを進め、幼児期の保育の成果が小学校につながるようにすることも大切である。

ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

保育所に入所している全ての子どもについて、保育所から就学先となる小学校へ、子どもの育ちを支える資料を「保育所児童保育要録」（以下「保育要録」という。）として送付する。

これまで述べてきたように、保育所での子どもの育ちをそれ以降の生活や学びへとつなげていくことは、保育所の重要な役割である。保育所では保育の内容や方法を工夫するとともに、小学校への訪問や教師との話し合いなど顔の見える連携を図りながら、子どもの日々の保育を充実させ、就学への意欲を育てていくことが求められる。

その上で、保育所の生活を通して一人一人の子どもが育ってきた過程を振り返り、保育における援助の視点や配慮を踏まえ、その育ちの姿を的確に記録することが必要である。こうした記録を基に、子どもの就学先に送付し、小学校において子どもの理解を助け、育ちを支えるための資料として簡潔にまとめたものが保育要録である。

保育要録は、保育所や子どもの状況などに応じて柔軟に作成し、一人一人の子どものよさや全体像が伝わるように工夫して記す。また、子どもの最善の利益を考慮し、保育所から小学校へ子どもの可能性を受け渡していくものであると認識することも大切である。

さらに、保護者との信頼関係を基盤として、保護者の思いを踏まえつつ記載するとともに、保育要録の送付については、入所時や懇談会などを通して、保護者に周知しておくことが望ましい。その際、個人情報保護や情報開示のあり方に留意することも必要である。



保育所・幼稚園と地域

少子化や核家族化により、小さい子どもが高齢者や地域の人たちと触れる機会が少なくなったり、子育ての不安をかかえて育児に自信がもてない保護者も多くなってきている傾向がみられます。このような状況から、子育て支援、家庭支援にかかわり、開かれた保育所・幼稚園として外(地域)へ向けた取り組みが進められているところがあります。

地域のなかには老人会や子ども会などの団体、また児童館などの施設がありますが、子どもたちがそういう地域の団体と交流する機会を、保育所・幼稚園が多くもつことも子どもたちの成長のうえで大切になってきます。

▶保育指針 第2章 3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

イ 人との関わりに関する領域「人間関係」

(イ) 内容

- ⑬ 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。

近年は、家庭においても地域においても人間関係が希薄化し、子どもたちの人と関わる力が弱まってきている。そのような状況の中で保育所において、地域の人たちと積極的に関わる体験をもつことは、人と関わる力を育てる上で大切である。

(中略) なお、地域の人々との交流を図る上で重要なことは、それが子どもの発達にとって有意義であることはもとより、子どもと関わる地域の人たちにとっても、子どもに接することによって人との関わりが豊かになり、夢と希望が育まれるなどの点で有意義なものとなることである。

